

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成30年3月1日号）

【今号の内容】

- 平成29年度女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金の申請書受付期限を延長しました！
- 女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」をご活用ください！
- 「健康・働き方応援保証“はつらつ”」制度の御案内
- 平成30年4月から無期転換ルールがはじまります
- 3月は自殺対策強化月間です

---

平成29年度女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金の申請書受付期限を延長しました！

---

県では、県内中小企業を対象に、女性の活躍を推進するため従業員を研修に参加させる際の費用の一部を助成しています。

「管理職を目指す女性のための研修」や「女性の職域を拡大するための研修」などが助成対象です。

なお、平成29年度の申請書受付期限を、平成30年3月15日まで延長しましたので、是非御活用ください！

- 1 募集締切 平成30年3月15日  
※研修開始10日前（土日祝日及び閉庁日を除く。）までに申請してください。
- 2 支給対象  
女性の活躍を推進するために、従業員を研修に参加させる事業主
- 3 支給要件
  - ・ 常時雇用する従業員数が300人以下で、栃木県内に本社または主たる事業所があること。
  - ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にかかる一般事業主行動計画を作成しているか、または、平成29年度中に策定予定であること。ただし、県の支援（事業主行動計画策定サポート事業）を受けて策定した場合には支給対象とはなりません。など※ 詳しくは下記のホームページで御確認ください。
- 4 支給条件
  - 1) 支給対象経費研修及び研修で使用する教材費
  - 2) 支給率1/2
  - 3) 支給上限18万円/企業
    - ① 教育機関へ従業員を派遣する場合

1人あたり6万円上限で助成  
② 中小企業が自ら企画し研修を実施する場合【H29新規】  
1企画あたり6万円上限で助成  
申込方法等の詳細はこちら(↓)をご覧ください。  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

---

女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」をご活用ください！

---

合言葉は「ONE-UP!WOMAN」。職場・家庭・地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと暮らせる社会の実現を目指すため、県内の女性や企業・団体向けに様々な情報を発信しています。

▼主なコンテンツ

【ONE-UP!WOMANインタビュー】

県内で活躍するとちぎの女性や男性からのメッセージ

【とちぎの女性応援情報】

それぞれのライフステージの女性のニーズにあった情報を一元的に入手できるポータルサイト

【とちぎ女性活躍応援団の紹介】

【「男女生き活き企業」認定・表彰制度の紹介】

様々なコンテンツを通して、女性の「なりたい自分に近づく一歩」や企業・団体の女性の活躍推進の取組を応援します。ぜひご覧ください！

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/index.php>

---

「健康・働き方応援保証“はつらつ”」制度の御案内

---

栃木県信用保証協会では、従業員の健康増進や、女性・若者の活躍の推進等に積極的に取り組む中小企業・小規模事業所を支援することを目的として、平成29年12月1日に「健康・働き方応援保証“はつらつ”」制度を創設しました。是非御活用ください。

※ 「健康・働き方応援保証“はつらつ”」制度については栃木県信用保証協会へお問合せください。

【栃木県信用保証協会お問合せ先】

総務部企画課TEL：028-635-2121

制度の詳細はこちら（↓）を御覧ください。

[http://www.cgc-tochigi.or.jp/system/system\\_38](http://www.cgc-tochigi.or.jp/system/system_38)

---

### 平成30年4月から無期転換ルールがはじまります

---

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現することで、労働者は長期的なキャリア形成を図ることができ、また、企業にとっても優秀な人材の確保が可能となります。

労働契約法に基づく無期労働契約への申込権が平成30年4月から本格的に発生します。

厚生労働省では様々な支援を行っていますのでぜひご利用ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

---

### 3月は自殺対策強化月間です

---

厚生労働省では例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、各種相談事業等を実施しています。

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことを「ゲートキーパー」と呼びます。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

相談窓口等の詳細はこちら（↓）を御覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/jisatsu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jisatsu/index.html)

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課  
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225